

子育て支援員の研修から考える保育の専門性

——子ども・子育て支援新制度から考える——

藤 林 清 仁

摘要

本稿は、「子ども・子育て会議」で検討されている「子育て支援員」の研修内容をまとめた。「子育て支援員」は基本研修と専門研修4コースで構成されており、最終的に希望する従事先に合わせて選択することを想定している。「子ども・子育て支援新制度」では、保育士資格を持たなくても主たる保育従事者となることのできる事業があるため、保育の専門性とは何か今後検討していく必要があるのではないかと考える。

キーワード 子ども・子育て支援新制度 研修 専門性

1. 子育て支援員の研修

2015年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」において、「子育て支援員」が創設される。本稿では、この「子育て支援員」についての「子ども・子育て会議」における研修制度の内容について検討する。

2. 第16回子ども・子育て会議における検討内容

2014年6月30日に行われた第16回子ども・子育て会議において「子育て支援員」の創設について提案がなされた。第16回に提案された案では、「子育て支援員」の創設について次のような趣旨が書かれている。「子ども・子育て支援新制度（平成27年度より施行予定）においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要となる。」とし、「このため、育児経験豊かな主婦等を主な対象とした子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員（仮称）」として認定する等、これらの分野で活躍していただくことを目的とした制度を創設する。」としている。

そして、「子育て支援員（仮称）制度」が提示されている。まず、「子育て支援員（仮称）制度」

を「国が示すガイドラインによる全国共通の研修課程として、都道府県又は市町村等が実施」としている。これには、「様々な子育て支援分野に従事できるよう、分野横断の共通の研修課程と各分野の研修課程を用意」することと、「主婦等が研修を受けやすくするための支援を検討」している。また、この研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定し、全国で通用するものにしようと考えられている。これは「認定されると、小規模保育・家庭的保育・一時預かり・事業所内保育の保育従事者等として従事可能」とすることを目的としているようである。そして、「更に意欲のある方には、保育士、家庭的保育者、放課後児童支援員を目指しやすくする仕組みを検討」し、具体的には、「子育て支援員（仮称）」と認定された者について、「保育士試験を受験するために必要な実務経験にカウントする」、「家庭的保育者・放課後児童支援員として従事するために必要な研修の一部を免除する等を今後検討」するということが示されている。

この回では、研修イメージについても提案されている。この資料を見ると、「共通研修」について合計が10時間程度、その後、「放課後児童コース」、「社会的養護コース」、「保育コース」、「相談援助コース」に分かれる設定がされている。ここでは、それぞれのコースにおける研修を受けたあとの従事先も示されており、「放課後児童コース」は放課後児童クラブの補助員として、「社会的養護コース」は乳児院・児童養護施設の補助的職員として、「保育コース」は小規模保育の保育従事者、家庭的保育の家庭的保育補助者、一時預かりの保育従事者、事業所内保育の保育従事者、ファミリー・サポート・センターの提供会員として、「相談援助コース」は利用者支援事業の専任職員として働くことが想定され示されている。また、「共通研修」を経て地域子育て支援事業の専任職員として働くことも想定されて示されている。

2. 第17回子ども・子育て会議における検討内容

2014年7月31日に行われた第17回子ども・子育て会議では、「子育て支援員」についての制度説明が行われている。

『子育て支援員（仮称）』について」という資料には、次のように書かれている。「子ども・子育て支援新制度では、保育所、幼稚園だけでなく小規模保育等の地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、支援の担い手が必要になってくる。『子育て支援（仮称）』制度とは、これらの分野での支援の担い手となっていただけるよう、必要な研修を提供し人材を養成することを目的としたものであり、省令等において各種事業に配置されることとなっている職員に対して研修を提供し、当該職員の質の向上を目的としたものである」とされている。また注として、「省令で定める職員の配置基準等に、あらたに『子育て支援員（仮称）』が加わるというものではない」とも書かれている。

この「子育て支援員（仮称）」については、『日本再興戦略』改訂2014（2012年6月24日閣議決定）において明記されているとしている。また、『育児経験豊かな主婦等が活躍できるよう』と明記されているが、これは、育児経験豊かな主婦を対象を限定する趣旨ではないため、あらゆる地域の人材に参画していただけるような仕組みとする」としている。

先述した『日本再興戦略』改訂 2014』において、「子育て支援員」は「女性の活躍推進」の「育児・家事支援環境の拡充」という項目において登場している。「子育て支援員（仮称）の創設」として、「小規模保育など地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、育児経験豊かな主婦等が活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に『子育て支援員（仮称）』として認定する仕組みを、子ども・子育て新制度の施行に併せて創設する。その際、『子育て支援員（仮称）』が、保育士、家庭的保育者、放課後児童指導員を目指しやすくする仕組みも併せて検討する」とされた。

この第 17 回会議では、第 16 回会議での「具体的な研修時間・カリキュラムは、今後検討会等で有識者の意見を踏まえ策定する」となったことを受けて、「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」についても検討された。

まず、目的として「平成 27 年度より子ども・子育て支援新制度が施行される予定となっており、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業が新たに子ども・子育て支援法に基づく給付・事業となることから、これらの事業が拡大され、事業に従事する人材の確保が必要となる。また、社会的養護の充実については、より家庭的な養育環境の整備を推進することとしている。このため、これらの分野に重視していただくために必要な研修を提供し、研修を修了した者を『子育て支援員（仮称）』として認定し、これらの分野で活躍して頂くことを目的とした子育て支援員（仮称）制度を創設することから、子育て支援員（仮称）が認定を受けるために受講しなければならない研修のカリキュラム・時間等について、雇用均等・児童家庭局長が学識者等の参集を求め、検討を行うこととする」とされた。

検討会の構成は、専門研修ワーキングチームが置かれ、「専門研修ワーキングチーム（放課後児童）」、「専門研修ワーキングチーム（社会的養護）」、「専門研修ワーキングチーム（地域保育）」、「専門研修ワーキングチーム（地域子育て支援）」となった。この検討会の検討事項は二つで、一つ目は『子育て支援員（仮称）研修』の具体的な内容（研修カリキュラム・時間の検討）であり、二つ目は「その他子育て支援員（仮称）の制度化に向けて専門的検討を要する事項」である。

3. 第 21 回子ども・子育て会議における検討内容

（1）研修体系の基本的構成

2015 年 1 月 22 日に行われた第 21 回子ども・子育て会議では、「子育て支援員」の研修案が具体的に提示された。まず「子育て支援員」研修の趣旨について、「子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要」とされた。また、「このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する

ことを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる『子育て支援員』の養成を図る」とされている。

この会議では、「子育て支援員」の定義も示された。「子育て支援員」とは、「国で定めた『基本研修』及び『専門研修』を修了し、『子育て支援員研修修了証明書』（以下『修了証書』という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者」とされた。また、「研修内容は各事業等に共通する『基本研修』と特性に応じた専門的内容を学ぶ『専門研修』により構成され、質の確保を図る」と示された。そして、「研修修了者を『子育て支援員』として研修の実施主体が認定。全国で通用」するものとしている。修了者には「小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事」して働いてもらうことを想定している。

専門研修についてのコースも、第 16 回会議における「放課後児童コース」、「社会的養護コース」、「保育コース」、「相談援助コース」から、「放課後児童コース」と「社会的養護コース」はそのままとなり、「保育コース」が「地域保育コース」に、「相談援助コース」が「地域子育て支援コース」に変更されている。第 16 回会議の案では、「共通研修」のみで働くケースも案として示されていたが、「共通研修」は「基本研修」となり、必ず「専門研修」とセットで受講することに变更されている。また、それぞれの専門研修の内容が従事する事業に伴って細分化されている。次に研修内容と合わせながら、想定されている事業内容を見ていく。

（2）基本研修

すべてのコースに共通する「基本研修」には、8科目が配置されている。「子ども・子育て家庭の現状」、「子ども家庭福祉」、「子どもの発達」、「保育の原理」、「対人援助の価値と倫理」、「子ども虐待と社会的養護」、「子どもの障害」、「総合演習」の8科目である。基本研修については、この第 21 回会議で、研修案も示されている。

第一の「子ども・子育て家庭の現状」については、「子ども・子育て家庭（対人援助を行う対象）に対する理解」として、「子どもが育つ社会・環境」、「子育て家庭の変容」、「ワークライフバランス」について学ぶことになっている。目的としては、「子ども・子育て家庭と家庭生活を取り巻く社会的状況について理解する」、「家庭の意義と多様な子ども・子育て家庭のニーズと子育て支援等の現状と課題について理解する」、「子ども・子育て家庭の支援について理解する」、「子育て家庭の貧困や飛行などの背景の概要について理解する」となっている。

第二の「子ども家庭福祉」については、「子育て支援制度の理解」として、「子ども・子育て支援新制度の概要」、「子ども家庭福祉施策の理解」、「子ども家庭福祉に係る資源の理解」について学ぶことになっている。目的として、「子ども家庭福祉施策・制度の概要（子ども・子育て支援新制度の概要と子育て支援員が関わる事業の枠組みと位置付け等）について理解する」、「児童福祉施設等と専門職の役割について理解する」、「子ども家庭福祉に関する地域資源の概要（地域の人

材確保を含む) について理解する」となっている。

この上記 2 科目は、「子ども・子育てに関する制度や社会状況における子育て支援事業の役割を捉えるための科目」として配置されている。

第三の「子ども発達」については、「子ども・子育て家庭（対人援助を行う対象）に対する理解」として、「発達への理解」、「発達への援助」、「胎児期から青年期までの発達」、「子どもの遊び」について学ぶことになっている。目的として、「子どもの発達の概要について理解する」、「子どもの発達について発達観について理解する」、「障害発達の概要について理解する」、「子どもの発達に応じた援助の基礎について理解する」、「『遊び』の意義と『遊び』の質について理解する」となっている。

第四の「保育の原理」については、「子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解」として、「発達・成長の保障」、「情緒の安定」、「生命の維持」について学ぶことになっている。目的としては、「発達・成長過程に応じた保育の基礎について理解する」、「情緒の安定と生命の保持に係る保育の基礎について理解する」、「子育て支援事業における安全対策の必要性、危機管理の概要について理解する」となっている。

第五の「対人援助の価値と倫理」については、「子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解」として、「保護者・職場内・他組織・地域の人々との連携・協力」、「守秘義務・個人情報の保護」、「子どもの最善の利益」、「利用者主体」、「対象者の尊厳の遵守」について学ぶことになっている。目的としては、「対人援助の価値について理解する」、「保護者・関係者・関係機関との連携・協力の必要性について理解する」、「対人援助の倫理について理解する」、「子どもの権利擁護の基本的視点について理解する」、「子育て支援員の役割と倫理について理解する」となっている。

この上記 3 科目は、「支援の意味や役割を理解するための科目」として配置されている。

第六の「子ども虐待と社会的養護」については、「子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解」として、「子ども虐待と影響」、「虐待の発見と通告」、「虐待を受けた子どもに見られる行動」、「子どもの権利を守る関わり」、「社会的養護の現状」について学ぶことになっている。目的としては、「子ども虐待（家庭における配偶者等からの暴力を含む）とその影響（虐待を受けた子どもに見られる行動など）について理解する」、「虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の基本的な対応の概要について理解する」、「子どもの最善の利益を尊重するための援助について理解する」、「社会的養護の意義と現状の概要について理解する」、「社会的養護を必要とする子どもや家庭の状況について理解する」となっている。

第七の「子どもの障害」については、「子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解」として、「障害児支援制度の理解（合理的配慮を含む）」、「障害特性に応じた関わり方・専門機関との連携」、「障害児支援等の理解」について学ぶことになっている。目的としては、「障害特性について概要について理解する」、「障害児支援制度の概要について理解する」、「障害特性に応じた関わり方や専門機関との連携の概要について理解する」、「障害児支援等の現状について理解する」

となっている。

この上記 2 科目は、「特別な支援を必要とする家庭を理解するための科目」として配置されている。

第八の「総合演習」については、「子ども・子育て家庭の現状の考察・検討」、「子ども・子育て家庭への支援と役割の考察・検討」、「特別な支援を必要とする家庭の考察・検討」について学ぶことになっている。目的としては、「履修した内容についての振り返りを図るためのグループ討議」、「子育て支援員に求められる資質についての理解の確認」、「履修した内容の総括と今後の課題認識の確認」となっている。

以上の 8 科目について、各科目に 60 分、合計で 8 時間で行われる。

(2) 放課後児童コース

専門研修の「放課後児童コース」には、6 科目が設置されている。

第一の「放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容」については、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的」、「放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割」、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容」を学ぶ。ねらいとして、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的を学ぶ」、「放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割を学ぶ」、「放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等の内容を学ぶ」が設定されている。

第二の「放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等」については、「放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識」、「放課後児童クラブにおける権利擁護・法令の遵守の内容」、「利用者への虐待等の禁止と予防」、「放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性」を学ぶ。ねらいとして、「放課後児童クラブにおける子どもの権利についての基礎を学ぶ」、「放課後児童クラブにおける権利擁護・法令の遵守の基本を学ぶ」、「放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性を学ぶ」が設定されている。

この上記 2 科目は「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解」として設置されている。

第三の「子どもの発達理解と児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達」については、「子どもの発達と育成支援」、「発達面からみた児童期（6 歳～12 歳）の一般的特性」、「子どもの社会性の発達」について学ぶ。ねらいとして、「子どもの育成支援のために子どもの発達を理解することの大切さを知る」、「発達からみた児童期の一般的な特性を知る」、「児童期の生活と遊びを理解するために必要な発達についての基礎を学ぶ」が設定されている。

第四の「子どもの生活と遊びの理解と支援」については、「子どもにとっての放課後の生活」、「子どもの遊びと発達」、「放課後児童クラブにおける子どもの遊びと仲間関係」、「放課後児童クラブにおける子どもの遊びと環境」、「子どもの遊びと大人の関わり」を学ぶ。ねらいとして、「放

課後児童クラブに通う子どもについて知る」、「子どもの生活における遊びの大切さを知る」、「子どもの自主性、創造性を大切にする遊びへの関わり方を学ぶ」が設定されている。

第五の「子どもの生活面における対応等」については、「放課後児童クラブにおける子どもの放課後等の健康管理・情緒の安定を図る役割」、「子どもの健康状態や心身の状況の把握と放課後児童クラブでの対応、保護者との連絡」、「放課後児童クラブの施設・設備やおやつを提供する際などの衛生管理と衛生指導」、「食物アレルギーのある子どもへの対応と救急対応の知識（アナフィラキシー・誤飲事故など）」、「放課後児童クラブにおける子どもの安全の考え方と安全対策・緊急時対応の基本的な取組内容」を学ぶ。ねらいとして、「放課後児童クラブに通う子どもの特性に配慮した子どもの健康管理・情緒の安定を確保することの必要性と取り組むべき事項を学ぶ」、「子どもの健康維持のための衛生管理に取り組むべき事項を学ぶ」、「食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学ぶ」、「放課後児童クラブで取り組む必要のある安全対策・緊急時対応の基本を学ぶ」が設定されている。

第六の「放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理」については、「放課後児童クラブの仕事内容」、「子どもや保護者と直接関わる仕事を支える職務の内容と育成支援の記録の必要性」、「運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）のあり方」、「放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理」、「放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と補助員の役割」を学ぶ。ねらいとして、「放課後児童クラブの仕事と育成支援の職務内容を学ぶ」、「運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方を学ぶ」、「放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理の必要性や職員集団のあり方を学ぶ」が設定されている。

この「放課後児童コース」は、放課後児童クラブの補助員に従事する人の研修として想定されている。

（3）社会的養護コース

専門研修の「社会的養護コース」には9科目が設置されている。

第一の「社会的養護の理解」については、「社会的養護とは」、「子ども家庭福祉、社会的養護の理念」、「社会的養護体系について」、「社会的養護の課題と将来像」、「社会的養護と自立支援」を学ぶ。目的は、「社会的養護の概要について、その背景となる社会の課題とともに理解する」、「社会的養護の基本理念を理解する」、「社会的養護の体系を理解する」、「社会的養護の課題と将来像を理解する」、「社会的養護における子どもの自立支援について、アセスメントや自立支援計画の意義を含めて理解する」と設定されている。

第二の「子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理」については、「子どもの最善の利益」、「子ども・保護者の意見表明、苦情解決の仕組み」、「被措置児童虐待の防止」、「養育者の資質、メンタルヘルス」を学ぶ。目的は、『『児童の権利に関する条約』、国連『児童の代替的養護に関する指針』を踏まえ、そこに掲げられた子どもの最善の利益を尊重した支援の提供のため、『子どもの最善の利益』について理解する」、「子ども・保護者の意見表明と苦情解決の仕組みを

理解する」、「被措置児童等虐待及び防止に向けた取り組みについて理解する」、「養育者・支援者の心身の健康が子ども等の心身の健康に結びついていることを理解する」と設定されている。

第三の「社会的養護を必要とする子どもの理解」については、「発達段階ごとの理解」、「発達支援を必要とする子どもの理解」、「虐待が子どもに及ぼす影響」、「保護者からの分離を体験した子どもの理解」、「支援者からの二次被害」を学ぶ。目的は、「子どもの発達段階について理解する」、「発達支援を必要とする子どもの特性を理解する」、「虐待が子どもに及ぼす影響について理解する」、「保護者からの分離を体験した子どもの特性や愛着障害について理解する」、「支援者からの二次被害について理解する」が設定されている。

第四の「家族との連携」については、「家族との連携の意義」、「支援を必要とする保護者との連携」、「家族再構築支援の実際」を学ぶ。目的は、「子どもの自立の過程において必要不可欠な子どもと家族との関係の意義を理解する」、「保護者の抱える困難（障害、DV、貧困等）を理解する」、「家族再構築支援の実際を理解する」が設定されている。

第五の「地域との連携」については、「関係機関の理解」、「地域との連携の意義」、「より専門的な支援を必要とする場合の関係機関（医療機関等）との連携について」を学ぶ。目的は、「子どもを支援する関係機関、保護者を支援する関係機関の名称や役割を理解する」、「地域に開かれた養育のため、地域との連携の意義を理解する」、「より専門的な支援を必要とする子どもに対する関係機関との連携について理解する」が設定されている。

第六の「社会的養護を必要とする子どもの遊び理解と実際」については、「『遊び』の意義」、「年齢に応じた遊びの内容」、「配慮すべきこと」を学ぶ。目的は、「社会的養護を必要とする子どもの『遊び』の意義を理解し、乳幼児期から児童期までの遊びの実際を体験する」、「年齢に応じた『遊び』について理解する」、「『遊び』を支援する際の基本的原則と配慮すべきことを理解する」が設定されている。

第七の「支援技術」については、「子どものニーズに応じたコミュニケーションスキル」、「生活における支援」、「記録（日誌を含む）の書き方」、「個人情報の保護」を学ぶ。目的は、「対人援助の基本である傾聴と共感・メッセージの伝え方等について理解する」、「生活場面での関わり方（ほめ方、しかり方等）について理解する」、「日誌を含む記録の書き方として、客観的事実と評価情報を区別することを理解する」、「個人情報の保護と情報開示について理解する」が設定されている。

第八の「緊急時の対応」については、「子どもの発達段階における事故防止」、「緊急時の連絡対応について」、「配慮を要する対応について」、「現場で起こりうる危機場面について」を学ぶ。目的は、「事故を未然に防ぐ予防策や緊急時の対応について理解する」、「緊急時の連絡対応について理解する」、「配慮を要する対応について理解する」、「子ども間の暴力等の危機場面の対応について理解する」が設定されている。

第九の「施設等演習」については、「社会的養護の現場の理解（画像等）」、「演習」を学ぶ。目的は、「施設の概要を理解する。（画像視聴等）」、「施設職員等とのグループワークなどで実際の業

務について理解する」が設定され演習として学ぶ。

この「社会的養護コース」は、乳児院・児童養護施設等の補助的職員に従事する人の研修として想定されている。

(4) 地域保育コース

専門研修の「地域保育コース」は、共通科目 12 科目と、そこから選択になる「地域型保育」6 科目、「一時預かり事業」6 科目、「ファミリー・サポート・センター事業」4 科目が設置されている。

共通科目として設置されているのは、「乳幼児の生活と遊び」、「乳幼児の発達と心理」、「乳幼児の食事と栄養」、「小児保健Ⅰ」、「小児保健Ⅱ」、「心肺蘇生法」、「地域保育の環境整備」、「安全の確保とリスクマネジメント」、「保育者の職業倫理と配慮事項」、「特別に配慮を要する子どもへの対応（0～2歳児）」、「グループ討議」、「実施自治体の制度について（任意）」の 12 科目である。これらの科目は、「地域保育の基礎を理解するための科目」、「地域保育の実際を理解するための科目」、「研修を進める上で必要な科目」、「自治体の制度や地域の保育事情等を理解するための科目」に分かれている。

この共通科目から積み上げられる研修として「地域型保育」、「一時預かり事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」がある。

第一の「地域型保育」は 6 科目が設置されている。「地域型保育の概要」、「地域型保育の保育内容」、「地域型保育の運営」、「地域型保育における保護者への対応」、「見学オリエンテーション」、「見学実習」を学ぶ。この「地域型保育」の科目は、小規模保育事業の保育従事者、家庭的保育事業の家庭的保育補助者、事業所内保育事業の保育従事者が想定されている。

第二の「一時預かり事業」も 6 科目設置されている。「一時預かり事業の概要」、「一時預かり事業の保育内容」、「一時預かり事業の運営」、「一時預かり事業における保護者への対応」、「見学オリエンテーション」、「見学実習」を学ぶ。この「一時預かり事業」の科目は、一時預かり事業の保育従事者が想定されている。

第三の「ファミリー・サポート・センター事業」は 4 科目が設置されている。「ファミリー・サポート・センターの概要」、「ファミリー・サポート・センターの援助内容」、「ファミリー・サポート・センターにおける保護者への対応」、「援助活動の実際」を学ぶ。この「ファミリー・サポート・センター事業」の科目は、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員が想定されている。

この「地域保育コース」研修は「子ども・子育て支援新制度において、家庭的保育事業に従事する家庭的保育補助者及び小規模保育事業（B型・C型）、事業所内保育事業（19人以下）並びに一時預かり事業に従事する保育士以外の従事者については、市町村が行う研修の受講が従事要件となっている。この従事要件となる研修として、子育て支援員の基本研修及び専門研修（地域保育コース）の研修を位置付ける」、また「ファミリー・サポート・センター事業の提供会員につ

いては、援助活動にあたり本研修の受講は要件となっていないが、質の確保・向上のために受講することが望ましい研修として子育て支援員の基本研修及び専門研修（地域保育コース）の研修を位置付ける」となっているため、上記のような科目配置になっている。

（５）地域子育て支援コース

専門研修の「地域子育て支援コース」には、「利用者支援事業基本型」、「利用者支援事業特定型」、「地域子育て支援拠点事業」でそれぞれの科目が配置されている。

第一に、「利用者支援事業基本型」には 9 科目が配置されている。「地域資源の理解(事前学習)」、「利用者支援事業の概要」、「地域資源に概要Ⅰ」、「利用者支援専門員に求められる基本的施設と倫理」、「記録の取り扱い」、「事例分析Ⅰ～ジェノグラムとエコマップを活用したアセスメント～」、「事例分析Ⅱ～社会資源の活用とコーディネーション～」、「まとめ」、「地域資源の見学」を学ぶ。この「利用者支援事業基本型」については、「利用者支援事業の基本型に従事するにあたって、利用者支援専門員として求められる役割は、利用者と地域の子育て資源や資源間のコーディネートであり、その機能はソーシャルワーク的なものであること。地域の子育て資源について深い理解と地域の子ども・子育て支援の関係者との密な関係を構築しておく必要があることから、子ども・子育て支援に関する事業の実務経験を求めることを基本とする」と従事する内容を想定している。

第二に、「利用者支援事業特定型」には 5 科目が配置されている。「利用者支援事業の概要」、「利用者支援専門員に求められる基本姿勢と倫理」、「保育資源の概要」、「記録の取り扱い」、「まとめ」を学ぶ。この「利用者支援事業特定型」に考えられている方向性は、「特定型は、自治体によって実施内容の違いが大きい可能性があるため、研修カリキュラムは自治体がある程度自由に設定できるように汎用性が高い内容とする」、「基本型の研修カリキュラムの『地域資源の概要』については、特定型が保育に特化した利用支援を行うことから、特定型の研修カリキュラムでは、『保育資源の概要』として、保育の内容に特化して把握する。また、保育資源の確認のための簡単なグループワーク等を取り入れることも可能とする」、「基本型の研修カリキュラムの『利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理』、『記録の取扱い』については、特定型の場合でも必要となることから、研修カリキュラムに組み込む」ということが考えられている。

第三に、「地域子育て支援拠点事業」には 6 科目が配置されている。「地域子育て支援拠点を全体像で捉えるための科目」、「利用者理解」、「地域子育て支援拠点の活動」、「講座の企画」、「事例検討」、「地域資源の連携作りと促進」を学ぶ。

4. 子育て支援員の研修から考えられること

「子育て支援員」の研修は、どのような背景から考えられているのであろうか。2015 年 1 月 23 日に行われた子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会では、その背景について「子ども・子育て支援新制度」によって事業が拡大するため、その人材確保が必要になると考え、従事者を増やすために対策をすること。そして、「子ども・子育て支援新制度」の中で保育士資格を持たな

くても従事できる仕事が増えるため、そこに関わる人たちの資質向上として、提案をされている。また、保育や福祉の人材確保をしていくため、研修内容に多様性を持たせ、高齢者分野や障害者分野との研修内容共通化も考えられている。

そもそもの議論として、専門性の高い乳児院や児童養護施設に関しては「子育て支援員」の位置づけは補助的職員であるが、小規模保育や家庭的保育については、保育従事者として働くことができる。新しい制度においては、保育の量的拡大のため、保育士の配置基準が緩やかになってしまっているものがある。また、「子育て支援員研修の体系」における資料においては、注として「主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない（障害児支援の指導員等）」とされている。「保育の量的拡大」にのみ重点が置かれてしまうと、指定基準が大幅に緩和されてしまい、職員や保育士がすべてパートという状況にならないか、保育水準に施設やサービスによって格差が生まれませんか懸念される。

今後の課題として、この「子育て支援員」の研修はそれぞれの専門研修を受けた場合、総時間数が短い場合は13時間30分。長い場合でも32時間である。内容は紹介してきたとおり多岐にわたっているが、それぞれが60分から90分程度であり、十分とは考えられない。保育士養成施設で教育を受ける価値や、その意義を十分に踏まえることが必要ではないかと考える。

「子育て支援員」の研修から考えられるのは、研修では基礎を学び、現場で実践を積んで深めていくということではないだろうか。もちろん、現場に出てからも学び続けることが必要である。実践を行うことによって、課題意識は育っていくだろう。それでは、現場に出る前に学ぶ意義とはなんだろうか。資格について、専門的知識の必要性について検討していくことが今後の課題であると考ええる。

<文献>

伊藤周平（2011）「子ども・子育て新システムと障害児保育—子どもの権利保障の視点から」『障害者問題研究』39(3)、9-16

内閣府「子ども・子育て会議開催情報一覧」<http://www8.cao.go.jp/syoushi/shinseido/meeting/index.html>
厚生労働省「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=208053>

（名古屋経営短期大学子ども学科 講師）